

元職員が東京地裁に財団を提訴した訴訟の判決と今後の対応について

財団法人骨髓移植推進財団

理事長 正岡 徹

平素より骨髓バンク事業の推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、平成19年5月に、懲戒処分を受けて解雇された元財団職員が地位保全と損害賠償を求めて財団を提訴した裁判について、本日、東京地方裁判所において判決の言い渡しがありましたので、ご報告いたします。

本日の判決によれば、「原告が労働契約上の権利を有する地位にあることの確認請求及びこの地位があることを前提とする未払の賃金・賞与の支払を求める請求を認容する」としており、当財団の主張が認められておらず、きわめて残念な内容となっています。判決文をよく読んで、適切に対処してまいりたいと考えております。

当財団は、これからも血液難病に苦しむ患者さんの救命をその使命として、努力を続けてまいり所存であります。
どうぞ今後ともよろしくご支援のほど、お願い申し上げます。